

# 共通仕様書

土木工事編 I

(土木工事共通仕様書)

平成26年10月1日

平成27年5月1日一部改正

1 - 1 - 14 施工体制台帳

1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」<sup>1)</sup> (以下「要綱」という。) を遵守すること。

1) は福島県のホームページに掲載

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html>

2. 受注者は、要綱に基づきすみやかに施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、施工計画書の提出と同時に施工体制台帳及びその添付書類の写しを監督員に提出しなければならない。

3. 受注者は、要綱に基づき各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所（工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所）に掲げなければならない。また、受注者は、施工体系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。

4. 受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

5. 第2項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

1 - 1 - 15 受注者相互の協力

受注者は、約款第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1 - 1 - 16 調査・試験に対する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。

(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導

任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を専任で配置しなければならない。

1 - 1 - 52 道路構造物の記録保存

1. 受注者は、将来の維持管理に資することを目的として、工事完成届提出時に道路構造物の資料を下記のとおり提出しなければならない。なお、提出にあたって必要な資料は監督員から貸与を受けるものとする。ただし、下記作成要領により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 対象とする構造物

トンネル、橋梁（橋長14.5m以上）、大型擁壁（地震時の計算を行ったもの）

(2) 保存資料作成要領

1) マイクロフィルム：1部

- ① マイクロ写真用35mmフィルム使用。
- ② 1コマにつき図面関係は1枚、計算書は4枚収めること。
- ③ 撮影は1コマ毎に通し番号を入れて行うこと。番号はフィルムで目視できる大きさとする。
- ④ フィルムはフィルム用ジャケット（6コマ収納）に入れて提出すること。

2) 図面の縮小版：3部（A4版）

- ① 用紙は、両面印刷用の中性紙（紙厚（坪量）：90～110g/m<sup>2</sup>、表面加工：セミ光沢／半光沢、白色度：80%以上）を用い、図面、計算書ともA4版を原則とする。
- ② 上記用紙を使用し縮小版を作成する際は、マイクロリーダープリンターによるダイレクト印刷とし、解像度は600dpi以上とする。
- ③ 巻末に地質調査資料（調査孔位置図、柱状図、コア写真、その他必要資料）を縮小せずに綴じ込むこと。
- ④ 製本は厚紙黒表紙を用い、金文字で記入のこと。

1 - 1 - 53 道路舗装構成等の記録保存

1. 受注者は、将来の維持管理に資することを目的として、竣工した舗装の資料を下記のとおり提出しなければならない。なお、提出にあたって必要な資料は監督員から貸与を受けるものとする。

(1) 対象とする舗装

県管理道路における舗装

提出する資料

道路舗装カード：2部

# 共通仕様書

土木工事編 III

(参考資料)

平成26年10月1日

平成27年5月1日一部改正

本編（参考資料）は、各種様式、要綱、要領等を参考として掲載したものであり、各種要綱等の改正は共通仕様書の改正に優先する。

## 提出書類一覧表

## 1. 契約書に基づく書類一覧表

様式番号	約款条項	書式（事項）名	備 考
1	3 条	請負代金内訳書	(工事請負契約書特約条項第1条に提出無し)
2	"	工 程 表	(財務規則施行通達様式集16号様式)
3	5 条	(権利義務の譲渡) 承認申請書	
	"	債権譲渡承諾依頼書等	(工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領様式)
4	5条6条	承認書	
	7 条	下請工事契約時チェックリスト	福島県元請・下請関係適正化指導要綱様式第1号
	"	下請工事完了後チェックリスト	" 様式第2号
	"	下請負報告書	" 様式第3号
	"	施工体系図	" 参考様式1
	"	理 由 書	" 参考様式2
	"	施工体制台帳	" 参考様式3の1 " 3の2
	"	工事担当技術者	" 参考様式4
	"	再下請負通知書	" 参考様式5
	"	福島県発注工事下請110番通報票	" 参考様式
7	9条1項 3項	監督員の通知書	
8	9条2項	確認書	
8 - 3	11 条	工事履工報告書	
10	9 条	工事打合せ等	
11	10条1項 3項	現場代理人及び 主任技術者等	(約款第11条第3項の分担があれば区分明記)
	12 条	措置請求	(公文書形式で処理する。)
12	13 条	工事材料検査申請書	
13	15 条	支給品受領書	
15	"	支給品精算書	
17	"	貸与品借用書	

下請工事契約時チェックリスト

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号)

下請工事完了後チェックリスト

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号)

下請報告書

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号)

施工体系図

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号)

理由書

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号)

施工体制台帳

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第3号)

工事担当技術者

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第4号)

再下請負通知書

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第5号)

福島県発注工事 下請110番通報票

(福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式)

福島県総務部入札監理課のホームページ「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html>

において確認すること。